

県有財産（消防防災ヘリコプターS－76B型）売却に係る
一般競争入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、山梨県消防防災ヘリコプター売却について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年8月28日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 売却物件について

(1) 名称及び数量

回転翼航空機（旧山梨県消防防災ヘリコプター シコルスキー式S－76B型
登録記号：JA6748 登録番号：5042 登録年月日：1995年3月31
日）及び装備品等一式（売却仕様書参照）

(2) 保管場所

山梨県甲斐市宇津谷445－1 山梨県消防防災航空隊格納庫内

(3) 予定（最低売却）価格

22,000,000円（税抜き）

(4) 引渡し及び搬出

物件所有権移転後の指定する日に保管場所において行う。

なお、物件は現況のままで引渡し、物件説明書と現況が相違している場合は、現況が優先する。

(5) 売却条件

- ① 買受け人の負担により、物件引渡し後、航空法（昭和27年法律第231号）に規定されている移転登録又は抹消登録（航空機局廃局を含む。）を速やかに行い、その結果の確認ができる書類を提出すること。
- ② 買受け人の負担により、物件の輸送は陸送により行うこと。
- ③ 買受け人の負担により、機体に表示されている文字等を消去し、その状況が確認できる写真等を提出すること。
- ④ 保管場所での改造、修理等の作業を行わないこと。（陸送に必要な機体の解体

及び梱包に係る作業を除く。)

(6) 現場説明会

① 日 時 令和元年9月11日(水) 午後2時

② 場 所 山梨県防災局消防保安課消防防災航空隊格納庫

③ 内 容 売却物件及び付属書類の現況確認

※ 入札に参加する場合は、原則として現場説明会に出席するものとする。

2 入札参加の申込方法について

(1) 提出書類

① 入札参加資格確認申請書

② 誓約書

③ 役員等一覧(法人の場合)

※ ア 申込者の住所、氏名について、個人の場合は住民票記載のものを、法人の場合は、法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)記載のものを正確に記入のこと。

イ 入札参加資格確認申請書、誓約書等の入札参加申込に必要な書類については、全て同じ印を使用すること。

ウ 誓約書は両面印刷か、複数枚にわたる場合は、誓約書で使用する印鑑で割印すること。

(2) 申込先及び申込方法

① 申込先

山梨県防災局消防保安課消防防災航空隊

〒400-0108 山梨県甲斐市宇津谷445-1

電話0551-20-3601 ファクシミリ0551-20-3603

② 申込方法

上記申込先に持参によるものとする。

※ 郵送の場合は次の申込期限内に必着とし、提出書類に不備等がある場合は期限内に修正すること。

(3) 受付期間(申込期限)

令和元年8月28日(水)から令和元年9月4日(水)まで

(受付時間 午前9時~午後5時)

※ 申込期限までに申込がない場合は、入札を中止する。

(4) 契約条項、提出書類等を示す場所

入札説明書、売却仕様書、契約書案等入札に必要な書類は、令和元年8月28日(水)から令和元年9月4日(水)までの開庁時間(午前8時30分～午後5時15分)、2(2)①の申込先に備え付ける。提出書類は必ず県指定のものを使用すること。

3 一般競争入札に必要な参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの(政令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。)

4 無効の申込み

- (1) 入札参加者としての資格がない者の行った申込み
- (2) 所定の申込書によらない申込み
- (3) 住所、氏名の記入漏れ、押印漏れ、その他申込み要件を認定しがたい申込み

5 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年10月9日(水) 午前11時30分
※受付は午前11時00分から11時20分まで
- (2) 場 所 山梨県甲斐市宇津谷445-1
山梨県防災局消防保安課消防防災航空隊会議室(3階)
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) その他
- ① 郵便による入札は認めない。
 - ② 入札及び開札は引き続いて行う。
 - ③ 受付時間は厳守とし、受付に遅れた場合の入札参加は認めない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 3に掲げる一般競争入札の参加資格のない者が入札したとき。
- (2) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (3) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法

- (1) 6の入札の日時及び場所に参加し、県指定の入札書を提出すること。なお、代理人が入札参加する場合は、入札時刻までに県指定の委任状を提出の上、入札書に代理人の氏名を記載し、委任状の使用印と同じ印鑑を押印のこと。
- (2) 予定(最低売却)価格以上の最高額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ① 言語 日本語
- ② 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もる契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額を入札保証金として納めなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額を契約保証金として納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他

- ① 落札者が契約締結までの間に、3に掲げる一般競争入札の参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- ② 契約物件の引き渡しは、落札者が契約金額の全額を完納したことが確認できた後とする。
- ③ 問い合わせ先
山梨県防災局消防保安課消防防災航空担当（電話0551-20-3601）